

女三の宮の読癖について

三 沢 諄 治 郎

源氏物語の中の女性「女三の宮」の読み方について、年配の人は多く「によ三の宮」と読み、この節は「をんな三の宮」に一定している観がある。「によ三の宮」の方は一種の説癖と見るべきものであろうが、従来行われたその説癖がなぜ捨てられたのであろうか、いろいろ疑問に思われるふしがあるので、困難な問題ではあるが、少しく管見を整理して見て、諸賢の垂教を煩わしたい。

右は「女三の宮」だけに限らず、「女一宮」「女二の宮」の場合も同様であり、どうかすると「女四の宮」「女五の宮」も同趣になるかと思う。而して「女六の宮」以下は全く別の問題とならう。これは語の発音の便宜上から生じた一種の説癖と考えられるから、一から十までを理論的に一貫することは却って妥当でない。

先ず、辞書に当たって見ると、大宮海には、(傍線は今施したもの。)

○によいちのみや 皇女ノ長女ニマシマスモノ。皇長女。宇津保

物語、藤原君「時ノ御門ノ御妹、女一宮ノ御子ト聞ユル后

腹ニオハシマス。」

○によにのみや 皇女ノ第二ノ宮。

○によざんのみや (一)皇女ノ第三ノ宮。源、九、葵五、「齊院モ

云々、后腹ノ女三宮ヲ給ヒヌ、帝后イトコトニ思ヒ聞エ給
ヘル宮ナレバ」 (二)特ニ源氏物語ニ因リテ名高キ源氏ノ君
ノ第二ノ夫人ノ称。

○によしのみや 貫之集、延喜十八年二月、女四ノ宮ノ御髮上ノ
屏風ノ歌。

右の説方は、恐らく「によ一の宮」「によ二の宮」「によ三の宮」「によ四の宮」という現実の仮名書きによるものでなくて、口と耳とによって読み伝えられた説癖に拠ったものであろうと察せられる。「大宮海」には「をんな二の宮」「をんな三の宮」等の語は見当らない。

新村博士の「言林」には、

○によにのみや ○によざんのみや

があり、「をんな二の宮」「をんな三の宮」は無い。同じ編者の「辞苑」にも

○女二宮 (によにのみや) 源氏物語中の朱雀院の第二の皇女で柏木右衛門督の妻となった人。

とあり、其他は見当らぬ。最近の「新辞苑」にいたつて、

○おんなにのみや ○おんなざんのみや

の別称を加えた。平凡社「大辞典」には、

○女一宮 (ニヨイチノミヤ)

○女二宮 (ニヨニノミヤ)

「源氏物語」(ニヨサンノミヤ) 源氏、葵「奇院も……后腹の女三宮
み給ひぬ。」朱雀院第三皇女で源氏の夫人となつた。(そ
の他淨瑠璃・長唄を挙げた。)

○女三宮 (ヲンナサンミヤ)

と「女三宮」だけは双方の説方が示されている。

テキストとして池田博士の作られた「校異源氏物語」には説仮名を
附けてないので不明であるが、「源氏物語大成」の索引によれば、

○「をんないちのみや」 ○「をんなにのみや」

○「をんなさんのみや」 ○「をんなしのみや」

○「をんなごのみや」を主として出し、又、別に、

○「によさんのみや」(をんなさんのみやヲ見ヨ)。

と双出の形をとっている。吉沢博士の「対校源氏物語新釈」の本文に
も説仮名は無いが、その索引によれば

○「をんなにのや」 ○「をんなさんのみや」

で、この書には「によ三の宮」等の説辭は一切採り上げていない。

以上挙げたところを「まず整理すると、

(A) 「によ三の宮」を採って「をんな三の宮」を採らぬもの、

「大旨海」、「言林」、「辞苑」。

(B) 「によ三の宮」「をんな三の宮」の双方を採ったもの

「大辞典」「新辞苑」「源氏物語大成」。

(C) 「をんな三宮」を採って「によ三の宮」を採らぬもの、

吉沢「源氏物語新釈」

の三種となる。現代に行われる数々の源氏物語解釈本は「女二の宮」
「女三の宮」としたままで説方を示さぬものが多く、与謝野晶子「現
代訳」、佐成氏「対訳」など皆然りである。本文に説仮名を附したも
のとして菅見の範圍では、金子元臣「定本源氏物語新解」(大正十四
年刊)、「物語日本文学」(昭和十一年刊)、「谷崎源氏物語」(昭和
十四年初刊)など、何れも「をんな三の宮」を採って居り、即ち(C)
種に属するものというべきであろう。

説仮名をつけぬ書は、「女二の宮」「女三の宮」は説方がすでに明ら
かであって、迷うべき何ものも無いという意味あいからそのままに放
置してあるのか、或はまた「によ三の宮」「をんな三の宮」何れに説
んでも逆しつかえないという意味からなのであるか甚だ明らかでな
い。

二

「によ三の宮」という説方が明確に使われた例は、周知の通り、近
松作の淨瑠璃「大経師昔曆」である。

「唐猫が……ころり炬燵にしながら、懐くもおのが恋ならん、そ
れは昔の女三の宮、これはおさんの当世女。」

師承を重んずる語り物のことであるから、この説方は確実なものとい
ってよろしかろう。ただし、この説方が或は民間に於ける勝手な百姓
よみの一種であったかも知れぬという疑問も起り得るが、下に引用す
る本居宣長の「玉がつま」の文中に

「女一ノ宮・女二ノ宮など申す女ノ字・音によみならへれども……」と
あるから、少なくとも「玉がつま」の成った寛政の頃(一七八〇)には学

者間に般に「によ一の宮」「によ三の宮」「従って」「によ三の宮」といふ説方が行われた（一面をんな一の宮等々の説方が行われなかつた）ことは確かである。更に、それから推して考えれば、近松が「おさな茂兵衛」の心中事件を叙した正徳の頃（一七一五）にも「によ三の宮」といふ説方が一般に行われ、学者も亦そう説んだであらうという推定が成立し、これを庶民的な俗説みとして無下に斥けることは困難になる。

「大経師」から更に三十数年さかのぼった「源氏物語湖月抄」
（七六）には古抄類を多く引いているわけだが、その中の「細流抄」
（六五）「孟津抄」（七五）の注文に、（黒点は今施したもの。）

（細）猫を女三へこひ給へるなり。

（孟）朱雀ばかりを女三の御たのみあるほどにとの事也。

この御こと（孟）女三の事也。

（孟）女三へ重宝まいらせらるゝ也。

（孟）紫上を源のあつかふやうに女三をする人あれかしとの心也。とある、この「女三」という表現は細注の性質上極端に省略した形に違ひはないけれども、正文の訓み方が正しく「をんな三の宮」であることを意識していたのならば果してこれを省略して「をんな三」としたかどうか疑わしい。常識的に考えても細流抄の三条西公条や孟津抄の九条植通が「によ三の宮」といふ言語意識をもっていたが故にこそ省略して「女三」（によさん）と言ひ放したのであらう。これは後年「柳橋」が

老いこんだ女三火鉢の猫を抱き

と詠んだのと一脈連系のあるものと考えられる。

室町中期から末期に亘って作られたという「お伽草子」を看るとその「猿源氏草子」に（岩見文庫本、一三〇頁）

①「源氏の大将は女三の宮を御寵愛ありしに、程なく思召しすてさせ給ひ……」

②「女三の宮は、嚴近う懸けさせ、鞠を御覧ありしに……」

③「その隙より右衛門督、女三の宮を一目見給ひしより……」

④「その後は御訪れも無かりしかば、女三の宮御様を変えさせ給ふ。」

とあり、編者の島津博士は①に「によさん」と説仮名を施しているが、これは原本にそう有ったのか或は編者の便宜に施したのか、今私にははっきりとはわからないが、有明堂文庫本（藤井紫影博士校）には振仮名がないから原本にも無かつたのであらう。右は散文の常として、どちらにも読めることだから、原本に振仮名があるのでなければ、これが当時の説方だと断定するわけにはいかぬが、然し「大経師」や「細流抄」「孟津抄」の略形と時代的に縁づけて考えると、右をば強いて「をんな三の宮」でなければならぬといった論拠は何処にも見出せない。

更に時代を溯上して、鎌倉時代の歌謡「宴曲」になると、

源氏恋

朱雀院の問ひし御心。取ぢてもいかが取ぢざらむ。女三の宮の
柏木も薫の行末と思へば。更に疎みも終てられざりけり。……

源氏

伏待の月さし出でて。先づ女三の宮を見奉れば。人より殊に小

さくて……

韻文である所から説方に可なりの制約が生じる。寢曲は平安末期の雑芸に由来し、鎌倉時代に貴族の宴席の余興として歌われたものと承知して右の数句を一瞥すると、音教律は、

(イ) 75 (ロ) 75 (ハ) 75 (ニ) 78

(ホ) 75 (ヘ) 275 (或は77) (ト) 75

(ハ)の「先づ」を間投詞と見て切り離し、「見まつれば」とよめば75となる。「見たてまつれば」とすれば77となる。何れにしても一種の諧調を保っていることは言うまでもあるまい。(ロ)(ハ)の「によさん」という振仮名は高野博士の「日本歌謡集成」に見えるもので、原文との関係については私にはやはりわからないのだが、調子の上から観て寢曲の「女三の宮」が「によ三の宮」とうたわれたであろうことは殆ど疑いの余地がないといつてよいではなからうか。

平安末から鎌倉初期へかけて成ったと観られる「源氏物語繪巻」の仮名勝ちな繪詞は最も参考になる筈であるが、残念なことに、現存のものには該当の部分が無い。又、「狭衣」「大鏡」「無名草子」「夜半の寢覚」などに「女何の宮」という名は見えるが何れも説方が明らかでない。

三

江戸時代の寛政期から鎌倉時代の寢曲まで溯上した「によ三の宮」という説辭は、これに対する反証と見るべきものが一も見当らない(というより私が知らぬ)ところから、この説方はどうやら前後を一貫しているように思われる。こういう長い伝統のある説辭が、現代の

大正期(金子元臣新解を目標とする)に入つて、どうして俄かに「をんな三の宮」と訂されることになつたのだろうか。まことにその根拠が知りたく思う。

そうした根拠の一つかと思われるものに、前記した本居宣長の一文がある。「玉がつま」巻四に、

女一宮・女二宮など申す唱へ

女一ノ宮、女二ノ宮など申す女の字、音によみならへれども、榮華物語などに、男一ノ宮、男二ノ宮などもある男は音にはよむべくもあらず、必ずをとこ一ノ宮などとよむべければ、女もいにしへは、をんな一ノ宮、をんな二ノ宮などぞよみつらむ。ことわりをもて思ふにも、字音にはよむまじきつゞき也。

とある。宣長のこの文は、意見というほどのものでもない、ちよつとした思いつき程度のものであるが、それでも一応成程と思わせるところがある。然し、冷静に考えてみるといろいろ疑問が起る。まず、その文旨を分析してみると、

(A) 女一ノ宮・女二ノ宮など申す「女」の字、音によみならへれども、(既出)

(B) 榮華物語などに男一ノ宮・男二ノ宮などもある男は音にはよむべくもあらず、必ずをとこ一ノ宮などとよむべければ、

(C) 女もいにしへはをんな一ノ宮・をんな二ノ宮などぞよみつらむ。

(D) ことわりをもて思ふにも、字音にはよむまじき也。宣長の考の基礎になつてゐるのは(B)榮華物語の「男一ノ宮」「男二ノ宮」にある。一体、中古の物語類を見ると、男にはただ一ノ宮・二ノ宮・

三の宮と呼び、これに対して区別する意味で女には「女一の宮」「女二の宮」「女三の宮」と呼ぶのが一般である。特別に「男」を冠して「男一の宮」「男二の宮」と呼んだ例は少ないのではないか。今、宜長が指したと思われる「榮華物語」の本文の一部を引いて見ると、

按察の御息所、男三の宮、女三の宮座み奉り給ひつ。又この九条殿の女御、男四五の宮うまれ給ひぬ。又宜羅殿の女御、男六八の宮うまれ給へりけれど、六の宮ははかなくなり給ひにけり。八の宮ぞたひらかに坐しける。厩景殿の女御、男七の宮、女六の宮うまれ給ひにけり。式部御の宮の女御、女四の宮ぞ座み奉り給へりける。広幡の御息所、女五の宮うまれ給へり。按察の御息所、男九の宮うまれ給ひなどして、又九条殿の女御、女七九十の宮など数多さし続きうませ給ひて猶この御有様、世に勝れさせ給へり。(月の宴)

右は男宮・女宮が錯綜して語られる場面で、特に男三宮・女三の宮と対称的に呼ばれたのであり、こういう場合、宜長の言ったように、「男一の宮」を「を」とこ「一の宮」と読むべきは固より異論がなく、而して理論上から「女一の宮」は「をんな一の宮」であり、又、「男何の宮」との対照上、この場合現実に「をんな一の宮」と呼んだであろうことも十分に推察せられる。然し、それだからといって、当時、普通の場合に「によ一の宮」「によ三の宮」という読癖が無かったと断定することはできない。際立った正式な説方としては「をんな一の宮」であったかも知れない。然し、それと読癖の「によ一の宮」の存在とはおのずから別箇の問題に属する。もし或人があって、榮華物語の例から推して如何なる場合でも必ず「をんな一の宮」「をんな三の

宮」でなければならぬと云ったとしたら、そこには考え方の柔軟性が缺如していることを痛感する。

この点、さすがに宜長は、

(C) 女もいにしへは、をんな一の宮、をんな二の宮などぞよみつらむ。

と、強い推量表現ではあるが断言を避けている。だが、最後に、

(D) ことわりをもて思ふにも、字音にはよむまじきつゞき也。

と述べたのは、いささか腑に落ちない。思うに、「一の宮」の「みや」と和訓ゆえ、「いちのみや」も和訓語であると考え、そこで「女」も「をんな」とあるべしという意らしいが、理窟をいえば、「一の宮」の「いち」は字音だから、その上につく「女」が「によ」になってもさしつかえないことになる。

例えば「女別当」の如き、「賢木」「落標」「総合」「に」女へたう」と見え、「をんな」か「によ」か、これだけでは明らかでないのだが、今にいたるまで一般に「によべたう」という読癖が、さして疑問もなく伝えられているから、これは宜長流の論旨にあてはまるが、然し、又、「女藏人」(にょくらうど、と名目抄に見える。)という例もある。即ちこれは「によ」という字音が「くらうど」という和語の上にかかっている。一体、「女藏人」という語は、「男藏人」という語に対するものではなく、単なる「藏人」に対するもので、特に取立てて鮮明に「をんな藏人」と呼ぶことを避けて、ひびきの柔かな、異音よみの「読癖」が生じたのではなからうか。

以上のようなわけだから、宜長の説だけによつては平安時代における「によ一の宮」「によ二の宮」「によ三の宮」の読癖を否定するこ

とに賛成はできない。しかも又、反対に平安時代にそうした読解が存在したという確証もない。要するにわれわれとしては、前記した通り、鎌倉時代まで溯って見た読解の伝統に信頼するより外に方法がないと留うべきではあるまいか。

四

道長自筆の「御堂関白記」が近年「大日本古記録」に収めて勅行せられた。その中に注目すべき二三の用字例がある。(この関白記は上中下三冊に収まるところを、上中の二冊だけが刊行を見た。その後、下冊が刊行せられたかと思うが、この小論を書く時には未刊であるので、このまま進行する。)道長の用字には、宛字・代用字といふべきものが相当に多く、「他姓人」を「他生人」に、「被立寄」を「被立頼」に、「免置車」を「晚置車」に、「勸学院」を「観覚院」に表記したような奔放性をもっている。

特に「女」という字だけに限って、こまかく調べて見たところ、

(A) 「女房」とあるべきところを「女方」[△]と書いた例が夥しい。右の例の中には或は「をんながた」と読むべき所もあるかと思われるけれども、多数の例の中には

「家女方」「女方車」「上女方」「内女方」(別に内女房ともあり)、「女方装束」[△]「宮女 方」

などとあるから、「女方が或程度「女房」の意に用いられたことは明らかである。同じような用法と思われるものに

(B) 「女房」とあるべきところを「如方」[△]と書いたところが二見

する。即ち、

(1) 寛弘二年十一月三日(古記録本、上一六四頁、平松本)
(2) 長和二年六月二日 (〃〃 中二二六頁、平松本)

右の二条は古記録本の校合によれば、松岡本、壬生本「女方」とあり、又、私の調べたところでは「古典全集本」では(1)(2)とも「女方」とある。

(C) 「女子」[○]とあるべきところを「如子」[△]と書いた例が一見する。即ち、

(3) 寛弘四年六月五日(古記録本、上三〇四頁、平松本)

古記録本によれば、「如」の左に「ヒ」の誤字標がある。古典全集本ではこの部、「女子」とある。

一体「日本古典全集」(大正十五年刊)では、「御堂関白記」を上中下三冊に収め、その解題にすれば、陽明文庫にある道長自筆本、および頼通所写本は目録せず、自筆本、頼通本を移写した宮内庁の二本による由であるが、この古典全集本には右の「女」「如」代用の例が可なり数多いことに注目せられる。

(A) 「女方」と書かれたもの、約四百四十箇所以上。

この外「古記録本」で「女方」とある所を古典全集本で「女房」としたのが八箇所ある。

(B) 「女房」|| 「如方」の例は五箇所。即ち、

1. 寛弘五年二月十二日(古記録本は内女方)

2. 〃〃 年九月十日 (〃〃 女房)

3. 〃〃 七年三月十四日 (〃〃 女方(倫子)と傍注あり、これは

古記録本編者の加記)。

4. 〃 八年七月廿三日 (〃 右と全く同じ。)

5. 長和二年八月十六日 (〃 女方)

(C) 「女子」 「如子」の例はない。

(D) 「女御」を「如御」とした例、三箇所。

1. 長保元年九月七日 (古記録本、女御、自筆本) (古写本は

女御)

2. 〃 六年正月十日 (〃 〃 〃) (〃 〃 〃)

3. 寛弘二年正月十日 (〃 〃 〃) (〃 〃 〃)

この外「長保二年正月七日」の分は「如御説経座敷座」とあり、意不明につき削除。

(E) 「女官」を「如官」とした例、一箇所。

〇長保二年二月廿七日 (古記録本、女官、自筆本) (古写本、

女官)

(F) 「女一宮」を「如一宮」とした例、一箇所。

〇長保六年九月廿五日 (〃 女一宮、古写本)

以上挙げた古典全集本によれば、「如」を「女」の代用とした一種の傾向が随かにこの書にあることが看取せられる。これは概観するに、字音「ニョ」或は「ニョウ」となる部分に対してだけ、そのような用が時代々行われたものと思う。抄物書きにおいて「如」の代用に「女」を用いたことは知られているが、それは筆画の省略であって抄物の性質上頤当な傾向であるが、「女」の代用に「如」という画の多い字を用いたことは、これは省画の問題でなくて、字音の相似による筆癖といって然るべきであろう。その点で単孤な例ではあるが、(F)の「如一宮」については多大の興味がそえられる。もし、これが過

然の過失であれば即ちやむ、もし、そうでないとしたら、「女一宮」はこの筆写当時に「によ一の宮」と呼ばれていたという一証になりはすまいか。

但し、そう手輕に言い切ってしまったては虫が好すぎるかも知れない。実は次のような一例もある。

(G) 「女装束」とあるべき所を「如装束」とした例。

〇長保元年十一月二日 (古記録本、女装束、自筆本)

右を常識的に「をんな装束」であるとすると「によ」即「如」の反対例にさえなる。按ずるに、源氏物語には、

1. 女のさうぞく (松風)

2. 女のさうそく (胡蝶・梅枝・若菜上・宿木・手習)

3. をんなの御さうそく (東屋)

4. をんなのさうぞくとも (竹河・宿木)

とあり、「をんな装束」という語は見えない。紫式部日記に、

〇女さうぞく

があるが、これは「をんなさうぞく」か「によさうぞく」か明らかでない。「御堂関白記」の古典全集本には、

(H) 「女装」とだけの語が二見する。

1. 寛弘七年二月二十日「賜女装」。(古記録本、女装束東、自

筆本)

2. 〃 年閏二月六日「賜裕大臣女装」。(〃 〃 〃)

右は「東」字を誤脱したものと一応考えられるが、若しかして「によ装」という語が行われたとすると、「女装束」も或は「によ装束」という脱癖があったのではなからうか。従って「如装束」という代用

書きは「によ」という字音に引かれて起ったのではないかという推測が生れてくる。

この序でに、御堂関白記に見られる「によ何々」という語に次のようなことがあることを記しておこう。

1. 女功（にようこう、カ） || 長保六年正月六日。
2. 女座（によざカ） || 年十二月廿七日。
3. 女嫗（によじゆ） || 寛弘五年正月十六日。
4. 女皇子（にやうりじ、カ） || 長和二年七月六日。
5. 女同心（にようどうしん、カ） || 長和四年四月四日。
6. 女位記（にようゐき、カ） || 長和五年二月十五日。
7. 女院（にようゐん） || 長和六年二月十七日。

この外「女樂」は「ぢよがく」であろうか、明らかでない。

所で、古典全集本の拠った写本が、その解題によれば、明治十七年に「道長自筆本」について写したのも、および明治十八年に「頼通本」について写したのも、この二本に拠ったとあり、古記録本に挙げられた自筆本や古写の諸本との関係が明らかでない。大体、古典全集本の拠った写本は、これを古記録本の自筆本と較べて見ると、用字に大分の差がある。その差異が誰人の手によって起ったかが問題である。古典全集本に見える「女」「如」代用は道長以外の筆者による古写本を挙げたと見られ、それが或は子息頼通か、少なくとも同時代に近い頃の人物の手によって起った現象であるとすれば、孤証ながら(F)の「如一宮」は当時の「によ一の宮」という現実語を反映していたのではないかという推測に有力な資料を提供する。

然し、古記録本の挙げた古写本によれば(F)の通用が消えてしまうから、その限りにおいては、古典全集本の拠った写本の単なる謄写と考へざるを得なくなる。殊に、今われわれの注目しつつある「如一宮」の推定の如きは全く価値を失うことになる。

即ち、この日記の古写本の所用系統の關係が明らかにならぬ限り御堂関白記に対するわれわれの考察はここで中止せざるを得ない。古記録本の下巻に附される解題にはこれらの關係が明らかになせられるであろうが、まだ見る機会に接しないので、今は問題を提供するにとどめ、姑く後考をまつこととする。

最後に、論者或はいうであろう。源氏物語の時代に「によ三の宮」という説辭が仮りに有ったとしたところが、それは通行の別説みであつて正しくは「を」と「三の宮」に對する「をんな三の宮」であつたに違いない。殊に宮廷生活の輿情を描寫したこの物語においては、優雅な中に格式ある説方が求められるのが当然だから、われわれ後代人は「をんな三の宮」という正説を採用すべきであつて、説辭の有無の如きは今更何の必要があらうかと。それもまことに尤もではあるが、不幸にしてわれわれは源氏物語の中の「女三の宮」が「をんな三の宮」という正しい説方で行われたという確な記録ももつては居ない現状である。その反面、後代のものながら「によ三の宮」という説辭が広く通行していたことを知り、今これを破るべき有力な反証を挙げ得ないとしたならば、伝統に従つてその説辭を守るべきが言葉の道の常ではあるまいか。

以上甚だまとまりの悪い結果になつたが、単に疑問を提起して蒙を啓いて頂くよすがとしただけである。